

土海第 308 号
環自第 291 号
令和 2 年 6 月 25 日

沖縄防衛局

局長 田中 利則 殿

沖縄県知事

玉城 康裕

普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の停止について

標記の件について、普天間飛行場代替施設建設事業（以下「事業」という。）の施行区域内の K4 地点において、令和 2 年 2 月、3 月とジュゴンの鳴音が検出されたことから、令和 2 年 4 月 17 日付け土海第 57 号・環自第 69 号及び令和 2 年 6 月 4 日付け土海第 235 号・環自第 247 号（以下「本件各文書」という。）により、事業を停止して、ジュゴンの来遊状況や生息環境等を改めて確認するとともに、事業によるジュゴンへの影響を再評価すること、また、その対応状況について報告を求めたところ、令和 2 年 6 月 11 日付け沖防第 3386 号及び同日付け沖防調第 3390 号（以下「回答文書」という。）により回答があったところです。

回答文書では、ジュゴンが大浦湾に来遊することは過去にも確認されており、環境保全図書が予測や評価の前提としているものであることや、環境省により絶滅危惧 IA 類にすでに指定されていることをもって再評価は必要ないとしています。6 月 11 日の貴局の説明では、再評価の必要性について、環境監視等委員会の議題としておらず、専門家の意見を聴くことなく貴局のみで判断したとの説明を受けています。

このような貴局の対応は、工事の再開ありきで、絶滅の危機に瀕しているジュゴンを最大限保護するという姿勢が見受けられず、到底容認できるものではありません。

回答文書にあるとおり、ジュゴンが大浦湾に来遊することは、過去にも確認されていますが、個体 B が死亡していることや、個体 C は平成 27 年 6 月を最後に、個体 A については平成 30 年 9 月を最後に確認されない状態が継続し、南西諸島のジュゴンの絶滅が現実味をおび、ジュゴンの置かれている状況が更に厳しくなり、埋立承

認時とは状況が大きく異なっている中、施工区域内で本年2月、3月とジュゴンの鳴音が検出されたものです。

また、IUCNは、約1,200の組織（200を超える政府・機関、900を超える非政府機関）が会員となり、世界160カ国から約11,000人の科学者・専門家が所属する国際的な自然保護ネットワークであり、このような機関が、南西諸島のジュゴンに特化してレッドリスト絶滅危惧IA類としたことは、南西諸島のジュゴンの生息状況に大きな懸念を持ち「日本産ジュゴン個体群の調査計画（Research Plan for Japanese Dugongs）」を提案し、国際的にも優先的に保護する必要性を示したものであり、重く受け止める必要があると考えています。

このように、埋立承認時と比べると、航空機調査等によるジュゴンや食み跡が確認されなくなり、国際的には、IUCNが南西諸島のジュゴンに特化し、絶滅危惧IA類と評価する等状況が大きく異なり、予測・評価の前提を見直す必要がある中、回答文書において、ジュゴンが大浦湾に来遊することが過去にも確認されていることや、環境省によりすでにレッドリストIA類とされていることを理由として、専門家の意見を聴くこともなく、再評価の必要性がないとすることは、現状の認識を大きく誤認しているものと言わざるを得ません。

また、嘉陽海域周辺を主な生息域としていた個体Aについては、平成30年9月を最後に確認されない状態が続いており、明らかに生息状況に変化が見受けられます。

貴局は、個体Aが嘉陽沖の海草藻場を利用しなくなったと考えられる時期に水中音を発する工事を実施していないことを理由として、事業による影響はないとしています。

しかしながら、第18回環境監視等委員会資料によると、濁度や海草藻場等定量的な調査が実施されている項目については、大きな変化が認められないとしている一方、水中音は、調査が行われておらず、更に、本年3月にジュゴンの鳴音が確認された際に、プラットフォーム船による海上での監視でジュゴンを確認出来ていないことから、プラットフォーム船による監視が機能していないことが明らかであり、事業実施中にジュゴンが施行区域近傍へ来遊していたことは否定できず、船舶による水中音等がジュゴンの行動に影響していたことが示唆されます。

更に、環境保全図書では、「ジュゴンは音に対して敏感と言われていますが、ジュゴンに対する水中音の知見は少なく、逃避等の影響を及ぼす音圧レベルを直接的に調査した事例はほとんどみられません。」と記載されており、予測の不確実性が高く、個体Aの生息状況に変化があったことからすると、環境保全図書で評価基準としていた音圧レベルや音響暴露レベル以下でも影響を受けている可能性もあり、その上、プラットフォーム船による監視が機能していないことが明らかになった以上、平成29年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求で指摘したとおり、水中音の調査や海上工事による水中音の影響について解析することが必要であり、事業

によるジュゴンへの影響について再評価が必要不可欠だと考えています。

個体 A の生息状況に大きな変化が見受けられる中、予測の不確実性が高いにもかかわらず、水中音の調査や海上工事による水中音の影響について解析することもなく、環境保全図書に記載された予測・評価に大きな懸念がある中、「引き続き環境保全図書に基づいて環境保全措置を講じる」ことで工事を再開することは、絶滅が危惧されるジュゴンを保護する機会を失し、国際的にも信用を失墜することとなり、あってはならないものだと考えています。

県においては、平成 28 年度からジュゴン保護対策事業を実施してきており、鳴音の確認されたジュゴンを含めた南西諸島のジュゴンを保護するため、最大限の取り組みを行うこととしております。貴局においても、国が天然記念物にも指定し、絶滅が危惧され、国際的にも関心の高い南西諸島のジュゴンについて、国の機関として、最大限保護する義務があると考えています。

については、環境保全図書に記載されたジュゴンへの影響評価では不十分であることが明らかであり、鳴音の確認されたジュゴンを最大限保護する観点から、直ちに工事を停止して、ジュゴンの来遊状況や生息環境等を改めて確認するとともに、ジュゴンの生息範囲に変化があったことに関する原因究明調査を含め、事業によるジュゴンへの影響を再評価するよう強く求めます。

あわせて、事業によるジュゴンへの影響について再評価した後に、ジュゴンの保護策について沖縄県等関係機関との協議が終了するまでの間、事業を再開しないよう改めて強く求めます。